






### 総合政策課から

#### 案内 未来のまちづくりを支える計画を策定

町では、より良い暮らしと持続可能な地域づくりの指針となる「第3次総合振興計画」をはじめ、令和8年度からの柱となる3つの計画を策定しました。

これらの計画は、私たちの生活のあらゆる場面に繋がっています。

計画名	計画期間	主な内容・計画	ホームページ	お問い合わせ先
第3次さつま町総合振興計画	R8～R17	さつま町の10年後の将来像を定め、それを実現するための町の最上位計画		総合政策課 企画政策係 24-8916
さつま町過疎地域持続的発展計画	R8～R12	人口減少が進む過疎地域の持続化と発展を進めるための計画		総合政策課 企画政策係 24-8916
第5次さつま町行政改革大綱・推進計画	R8～R12	行政サービスを向上させながら効率的な行財政運営を進めるための計画		総合政策課 行革推進室 24-8938

※詳しくは、各計画のホームページをご覧ください。

#### <お問い合わせ先>

さつま町役場 総合政策課 窓口：本庁2階10番  
・行革推進室 電話：24-8938 ・企画政策係 電話：24-8916

### ほけん福祉課 福祉係から

#### 募集 全国戦没者追悼式参列遺族の募集

【期日】8月15日(土)

【場所】日本武道館(東京都千代田区)

#### 【対象者】

戦没者及び一般戦災死没者(空襲により亡くなった方など)の遺族

※鹿児島県内に住民登録をしている遺族に限ります。

※過去に参列したことがない方を優先します。

※18歳未満の遺族も募集します。

#### 【申込期間・申込先】

①5月1日(金)～5月29日(金)

②ほけん福祉課 福祉係へご連絡ください。

#### <お問い合わせ先>

さつま町役場 ほけん福祉課 福祉係  
電話：0996-24-8930 窓口：本庁1階4番-③

### 消防本部 警防係から

#### 案内 消防救助技術署内選考会開催

さつま町消防本部消防救助技術署内選考会を見学しませんか。

【日時】4月25日(土)10時競技開始

【場所】さつま町消防署

日々の訓練を重ねている消防本部救助隊員の活躍を間近で見られる機会ですので、ぜひお越しください。

※駐車スペースに限りがありますので、なるべく乗り合わせでお越しください。

#### <お問い合わせ先>

さつま町消防本部 警防課 警防係  
電話：0996-52-0119

助成

木造住宅の耐震診断・改修工事への補助があります

町では、地震による木造住宅の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備促進のため、耐震診断と耐震改修工事費用の一部を補助します。

【補助金額】

■耐震診断

限度額:6万円(対象経費の3分の2)

■耐震改修工事

限度額:30万円(対象経費の100分の23)

※令和9年度に助成を希望される方は、予算化に向けて調整が必要となりますので、令和8年9月30日までにご相談ください。

【対象者】

次の①～③を全て満たす方

- ①木造住宅の居住者または所有者
- ②居住者と所有者が異なる場合は、どちらも耐震診断や耐震改修工事に同意している方
- ③町税などの滞納がない方

【対象住宅】

次の①～④を全て満たす住宅

- ①専用住宅、長屋または共同住宅(店舗などを兼ねた住宅は、店舗などに使用する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満)
- ②2階建て以下で延べ床面積が500㎡以下
- ③昭和56年5月31日以前に着工
- ④現在、居住用として使用している

【その他】

- ・補助金の交付回数は、1棟につき1回です。
- ・申請前に耐震診断や耐震改修工事を着工または終えている場合は対象外です。
- ・耐震改修工事は、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた建物であることが必要です。

助成

がけ地近接等危険住宅移転への補助があります

町では、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅から、安全な場所に移転するための危険住宅の除却に要する費用や、新築住宅の建設に要する経費の一部を補助します。

【補助金額】

■危険住宅除却費・・・実費補助

限度額:975,000円

■住宅建設(購入)費・・・金融機関からの借入金に対する利子に対する補助

限度額:4,650,000円(年金利8.5%を上限)

■土地取得費・・・金融機関からの借入金に対する利子に対する補助

限度額:2,060,000円(年金利8.5%を上限)

■土地造成費・・・金融機関からの借入金に対する利子に対する補助

限度額:608,000円(年金利8.5%を上限)

※令和9年度に助成を希望される方は、予算化に向けて調整が必要となりますので、令和8年9月30日までにご相談ください。

【対象住宅】

次のいずれかに該当する区域にある既存不適格住宅

- ①災害危険区域(建築基準法第39条、建築基準法施工条例第26条)  
県又は市町村が指定した建築基準法に基づく災害危険区域
- ②県の建築基準法施工条例に基づくがけの区域(建築基準法第40条、建築基準法施工条例第3条)
- ③土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)  
県が指定した土砂災害特別警戒区域

【その他】

- ・申請前に解体などに着手または終えている場合は対象外です。
- ・空き家は対象となりません。

<お問い合わせ先>  
さつま町役場 建設課 建築係  
電話:(0996)26-1829  
窓口:本庁2階6番

**案内** マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカードには有効期限が以下の2種類あります。

- ①写真を含めたカード本体の更新…10年ごと(未成年者は5年)
- ②ICチップ内の電子証明書の更新…5年ごと

有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書」(転送不要)が送付されますので、同封の書類に記載のある案内に従い、必要書類等を確認のうえ更新手続きをしてください。(有効期限を過ぎても手続き可能)なお、郵便物の転送依頼をされている場合、有効期限通知書が自宅に届かないためご注意ください。さつま町に住民登録をされている方は、以下のとおり手続きをお願いします。

**①マイナンバーカード更新**

申請から発行まで1か月程度を要します。

更新前のマイナンバーカードをお持ちであれば、手数料は無料です。(紛失の場合、1,000円必要)

※外国人は取り扱いが異なります。

有効期限を過ぎると、電子証明書及び本人確認書類としての利用ができません。

**【申請方法】**

- ・役場本庁または両支所で申請(予約不要・写真撮影無料)
- ・オンライン申請(パソコン・スマートフォン)
- ・郵便申請(有効期限通知書に同封されている申請書を直接国へ送付)
- ・証明写真機からの申請(写真撮影有料)

**【受取場所】**

- ・役場本庁・両支所(電話予約必要)

新しいマイナンバーカードが国から役場へ届き次第、住民登録している住所へ受取案内ハガキを送付します。

**②電子証明書更新**

- ・手続きは当日10分程度で完了し、手数料は無料です。(設定している暗証番号が必要)
- ・有効期限を過ぎると、電子証明書の利用ができません。(本人確認書類としての利用は可能)

**【手続き場所】**

- ・役場本庁または両支所(予約不要)

**案内** マイナンバーカード手続きの日曜開庁について(予約制)

お仕事などで平日来庁できない方を対象に、5月10日(日)午前8時30分～正午までマイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新手続きのための日曜開庁を役場本庁で行います。手続きを希望される方は、5月8日(金)までに町民環境課町民係(直通0996-24-8927)までご予約ください。

※マイナンバーカードは、住民登録をしている市区町村窓口で本人による手続きが必要です。

特別な事情等があり代理人による手続きを希望される場合等、ご不明な点がございましたら町ホームページをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。町外へ住民登録している場合、住民登録している市区町村窓口へお問い合わせください。



町ホームページ  
マイナンバーカード



有効期限・更新  
説明動画

<お問い合わせ先>  
町民環境課 町民係  
電話:(0996)24-8927  
窓口:本庁1階1番

## 案内

## 令和8年度 狂犬病予防集合注射を実施します

犬は狂犬病予防法により登録及び年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。

町では、次の日程で狂犬病予防集合注射を実施しますので、都合のよい場所で受けてください。

## 【料金】

- ・注射料金 3,400 円
- ・登録料金 3,000 円(新規の場合のみ)

## 【内容】

- ・注射及び登録は、どの会場でもできます。
- ・犬を譲り受けた場合、犬が死亡した場合も必ず届け出てください。死亡の届出については、『電話連絡』でも構いません。
- ・開始時刻が若干遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

## 【注意事項】

- ・犬が暴れることがあるので、しっかりと捕まえられる方が連れてきてください。
- ・注射の前後はできるだけ安静にし、激しい運動は避けてください。
- ・妊娠中や授乳中の犬は予防接種を避け、後日、動物病院や第2回集合注射で受けてください。
- ・注射後、約2週間は他の予防注射は受けしないでください。
- ・犬の登録及び予防注射を受けさせなかった場合や登録鑑札及び注射済票を装着していない場合は、20万円以下の罰金に処されることがあります。(狂犬病予防法第27条)

## 【日程・会場】

## ■5月21日(木).....

- 13:30～13:45 平川区公民館
- 13:55～14:10 大薄公民館
- 14:25～14:40 紫尾区公民館
- 14:50～15:05 柘野区公民館
- 15:20～15:35 種子田公民館
- 15:45～16:00 京塚原公民館

## ■5月22日(金).....

- 13:30～13:45 北原公民館
- 13:55～14:10 久富木区公民館
- 14:20～14:35 山崎交流館
- 14:45～15:00 荒瀬公民館
- 15:15～15:30 須杭公民館
- 15:45～16:05 船木旭公民館
- 16:15～16:35 船木区農業構造改善センター

## ■5月25日(月).....

- 13:30～13:50 鶴田鉄道記念館
- 14:00～14:15 大平公民館
- 14:25～14:35 浦川内橋付近
- 14:45～14:55 大野公民館
- 15:05～15:15 栗野公民館
- 15:25～15:35 大俣公民館下

## ■5月26日(火).....

- 13:30～13:45 鶴田保健センター
- 13:55～14:10 鶴田地区コミュニティセンター
- 14:20～14:35 役場鶴田支所横駐車場
- 14:45～15:00 湯田いきいき研修館
- 15:10～15:25 柏原地区集会施設(ほたる館)
- 15:35～15:50 大願寺公民館

## ■5月27日(水).....

- 13:30～13:40 旧狩宿分校下バス停留所
- 13:50～14:00 下狩宿公民館
- 14:10～14:25 求名交流館
- 14:35～14:50 下手公民館
- 15:00～15:15 役場薩摩支所駐車場
- 15:25～15:40 広瀬集会所
- 15:50～16:05 佐志交流館

## ■5月28日(木).....

- 13:30～13:40 池山公民館
- 13:50～14:05 永野鉄道記念館
- 14:15～14:25 築平公民館
- 14:35～14:45 北方町公民館
- 14:55～15:10 武公民館
- 15:20～15:35 中津川交流館
- 15:45～16:00 別野公民館

## ■5月29日(金).....

- 13:30～13:45 泊野区公民館
- 13:55～14:10 浅井野公民館
- 14:20～14:35 白男川紫陽館
- 14:45～15:05 西公園(虎居)
- 15:15～15:30 時吉地区農場管理センター横
- 15:40～15:55 太陽児童公園
- 16:05～16:20 宮之城保健センター



＜お問い合わせ先＞

さつま町役場

町民環境課 環境係

電話:(0996)24-8928

窓口:本庁1階1番



# 広報 さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和8年4月16日：第2版

## 【お知らせ版】②

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係

電話：(0996)24-8919

### 産業・定住支援室から

#### 助成

#### 移住定住促進補助について ～さつま町に移住・定住される方へ～

町では、さつま町に住宅を建設または購入し、定住される方へ補助金を交付しております。

##### 【補助対象者】

定住のため、さつま町に住宅を取得し、次の①又は②のいずれかに該当し、補助要件を満たす方

- ①さつま町外から転入し住民登録を行う方
- ②さつま町に住民登録し、居住されている方

##### 【補助要件】

- ・さつま町に居住し、町内公民会に加入すること
- ・町税等の滞納がないこと
- ・不動産(建物)の表示、所有権保存又は所有権移転を行うこと

##### 【モデルケース】

町外から4人家族(夫婦と子供2人)が築13年の空き家を購入し、町内業者でリフォームした場合

基本額 150万円	+	リフォーム加算 最大100万円	+	子育て加算 30万円×2人=60万円	+	町内業者加算 20万円	=	合計330万円
--------------	---	--------------------	---	-----------------------	---	----------------	---	---------

##### 【補助金基本額】

###### 建設の場合

- ・町外からの転入者 最大200万円
- ・町内の転居者(建替えも可) 最大50万円

###### 購入の場合

- ・町外からの転入者 増  
築5年未満の物件 最大200万円  
築5～15年未満の物件 最大150万円  
築15年以上の物件 最大100万円
- ・町内の転居者(建替えも可) 最大40万円

※補助率は建設費、購入費の30%以内です。  
 ※転居する地域によって基本額が変動します。  
 ※条件により補助金の交付期間が異なります。

##### 【加算金】

加算の種類	加算要件	加算額	建設	購入
子育て加算	補助金交付申請日において、中学生以下の子供がいる世帯(全地域対象) <span style="color: red;">増</span>	1人につき10万円 ↓ <b>30万円</b>	○	○
住宅団地加算 (地盤改良工事も対象)	町及び町土地開発公社が販売する宅地を購入して住宅建設を行う場合	40万円 (地盤改良工事は、実費額)	○	×
空き家リフォーム加算	50万円以上のリフォーム費用(補助率 費用の20%以内)	転入者 上限100万円  転居者 上限50万円	×	○
町内業者加算	<b>令和8年度から新設!</b> 町内に本社又は営業所等の事業所を有する法人若しくは町内に住所を有し、かつ、現に居住している個人業者が施工する場合(補助率 工事費の50%以内)	上限 <b>20万円</b>	○	○

移住定住促進補助金についてはこちら↓



※リフォーム内容については町ホームページをご確認ください。

※ 増・・・令和8年度から増額した補助金  
※補助金の申請には事前申請が必要ですので住宅取得を検討された時はご連絡ください。

## 助 成

## 定住促進家賃補助について ～さつま町に移住・定住される(た)方へ～

町では、転入世帯や新婚世帯に対し、定住促進のための家賃補助を行っています。

### ■1 転入世帯

#### 【申請受付期間】

要件を満たした日から1年以内

#### 【補助額】

- ・町内企業勤務者…家賃月額の1/2  
最長24月(上限2万円)
- ・町外企業勤務者…家賃月額の1/4  
最長24月(上限2万円)

#### 【主な要件】

- ①転入時において39歳以下の方
- ②転入以前、町外に1年以上居住しており、1年以内に民間賃貸住宅を自ら契約し居住している方
- ③転入後1年以内に企業に正規雇用された方または、転入時において企業に正規雇用されている方
- ④さつま町に住民登録している方
- ⑤町税などの滞納がない方
- ⑥転勤者ではない方 など

### ■2 新婚世帯

#### 【申請受付期間】

婚姻日から1年以内

#### 【補助額】

- ・町内企業勤務者…家賃月額の1/2  
最長24月(上限2万円)
- ・町外企業勤務者…家賃月額の1/4  
最長24月(上限2万円)

#### 【主な要件】

- ①夫婦共に39歳以下の世帯
- ②婚姻による新婚世帯で、婚姻届の提出から1年以内に民間賃貸住宅を夫婦のいずれかが契約し居住している世帯
- ③夫婦のいずれかが企業に正規雇用されている世帯
- ④夫婦のいずれもさつま町に居住し、住民登録している世帯
- ⑤町税などの滞納がない方 など



※■1、2共に、その他条件がありますので、詳細はお問い合わせください。



←家賃補助についてはこちら

## 案 内

## 移住者交流会 さつま茶いっぺ会について

さつま町のゆる〜い移住者交流会「さつま茶いっぺ会」を令和7年から不定期で開催しております。「さつま町の移住者に会いたい」という発起人地域おこし協力隊の想いからはじまりました。地元でUターンで戻ってきた方やさつま町でやりたいことがある方等さまざまな移住者が参加しています。

1回目は9月にきららの楽校で茶話会、2回目は12月にミニ門松作りを実施し、3月には永野さくら祭りの会場内にシートを敷いてお花見をしながら交流を深めました。現在第4回を計画中ですので決まりましたら町ホームページにてお知らせいたします。移住してから気になっていることなどを気軽に話しに来てください。

さつま茶いっぺ会についてはこちら→



## 助成

## 民間賃貸住宅改修補助金について

町では、若者や子育て世代等の定住人口の増加と地域経済の活性化を図るために、町内にある既存の民間賃貸住宅の機能性、安全性、居住性を向上するための改修に補助金を交付しています。

### 【対象者】

町内に1棟2戸以上の賃貸住宅を所有し改修を行う個人又は法人で、次のいずれにも該当する者

- ・国、県又は町の他の制度による補助金など交付を受けていないこと
- ・暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- ・暴力主義的破壊活動を行う団体などに所属していないこと
- ・納期の到来している町税等の滞納がないこと

### 【主な要件】

- ・補助対象住宅の住戸部分に係る改修費用が1戸あたり50万円以上を要すること
- ・建築後10年を経過した賃貸住宅であること
- ・各戸に玄関、台所、便所、浴室及び居室が設置されていること

※工事内容については町のホームページにてご確認ください。

### 【補助内容(補助率)】

- ・町内業者施工の改修工事費  
改修費用の2分の1
- ・町外業者施工の改修工事費  
改修費用の3分の1

上限額500万円

※一度に改修できない住宅は2回まで申請可能です。



民間賃貸住宅改修補助金についてはこちら→



※補助金交付のためには、その他条件等がございますので詳細はお問い合わせください。

## 助成

## 就労支援社員用住宅建設等促進補助について

町では、町内企業の人材確保と就労者の住環境の向上や移住定住人口の増加、地域の活性化を図るために、社員用住宅を建設・購入・リフォームするための補助金を交付しています。

### 【対象となる企業】

- ・公共工事等に伴う移転補償により社員用住宅を新築するものでないこと
- ・国、県又は町の他の制度による補助金等の交付を受けていないこと
- ・納期の到来している町税等の滞納がないこと

### 【社員用住宅に可能な社員】

社員用住宅等の取得を行う者の事業所に勤務する労働者(技能実習生を含む)



←就労支援社員用住宅補助金についてはこちら

※補助金交付のためには、その他条件等がございますので詳細はお問い合わせください。



### 【補助内容(補助率)】

(1)社員用住宅建設等のために取得する用地等  
用地取得額の40%(上限額1,000万円)

(2)新たに社員用住宅を建設する場合  
建設費用1戸あたり100万円

上限額 (町内業者施工の場合 2,000万円)  
(町外業者施工の場合 1,000万円)

(3)既に所有する建物又は既存の建物を購入し  
社員用住宅としてリフォームする場合

・取得の場合 1/2

・リフォームの場合

町内業者施工の場合 1/2

町外業者施工の場合 1/3

上限額 (共同住宅 3戸以下 300万円)  
(4戸以上 500万円)  
(一戸建て住宅 300万円)

## 案内

### 転入者・新卒者就労支援奨励金について ～さつま町に移住・定住された方へ～

町では、転入者、新卒者に対し、定住促進を支援するための助成を行っています。ただし、公務員と転勤による転入の方、その他にも在留資格によっては支給対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

#### ■1 転入者

##### 【申請受付期間】

要件を満たした日から1年以内

##### 【補助額】

- 町内の企業に勤務 奨励金20万円
- 町外の企業に勤務 奨励金10万円

##### 【主な要件】

- ①転入時の年齢が50歳以下の方
- ②転入以前、町外に1年以上居住しており、転入してから現在まで引き続きさつま町に住民登録されている方
- ③転入後1年以内または転入前から企業に正規雇用されており、転入後継続して2年以上勤めている方
- ④町税などの滞納がない方 など

※■1、2共に、その他条件がありますので、詳細はお問い合わせください。



←転入者

#### ■2 新卒者

##### 【申請受付期間】

要件を満たした日から1年以内

##### 【補助額】

- 町内の企業に勤務 奨励金20万円
- 町外の企業に勤務 奨励金10万円

##### 【主な要件】

- ①卒業後1年以内に企業に正規雇用されている方
- ②継続して2年以上企業に雇用されている方
- ③就労日から現在までさつま町に住民登録がある方
- ④町税などの滞納がない方 など



←新卒者

## 案内

### 空き家情報バンクの登録について

空き家情報バンクとは空き家を売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい利用者の橋渡しをする仕組みです。空き家の利活用をお考えの方はご連絡ください。

##### 【登録できる物件】

- ・居住者が不在である住宅
- ・登録の申請者が空き家の土地と建物の所有者である住宅

※事前相談の際は固定資産税課税明細書や登記事項証明書をお持ちください。

##### 【登録のメリット】

- ・町のホームページや窓口で閲覧を行い、幅広く周知されます。
- ・専門的な知識を有する町内の協力業者の仲介により、契約まで安心して行えます。(ただし、契約が成立した場合、建物取引業法に基づく仲介手数料が発生します。)
- ・家財処分の補助金が受けられます。

##### 【家財処分に対する補助制度】

空き家情報バンクに登録し家財道具等の処分をする場合、費用の一部を補助します。

##### 【補助額】

町内事業者が実施した家財処分費の1/2(最大10万円)

空き家情報バンクについてはこちら→



<お問い合わせ先>

さつま町役場

産業・定住支援室

電話:(0996)26-1823

窓口:本庁2階7番



# 広報 さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和8年4月16日：第2版

## 【お知らせ版】③

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係

電話：(0996)24-8919

ほけん福祉課 福祉係から

### 募集

#### 令和8年度障害者委託訓練生募集案内(パソコン事務科 薩摩川内)

鹿児島障害者職業能力開発校では、障がいをお持ちの方で、早期就職や再就職を目指す方を対象に、訓練生を募集します。訓練では、ワープロや表計算ソフトを利用したパソコン操作や、インターネット等のネットワークを利用した情報の管理・活用など事務処理全般の実践的技術を習得するとともに、ビジネスマナーに関する基礎的技法を学びます。

【募集期間】 5月19日(火)～7月16日(木)

【選考日】 7月30日(木)

#### 【選考場所】

職業訓練法人 川内能力開発協会

川内技術開発センター

薩摩川内市青山町4597番地

【選考内容】 面接

【授業料】 無料

【教材費】 9,000円

【訓練期間】 3か月

(8月20日(木)～11月16日(月))土日祝休み

#### 【申込方法】

お近くのハローワークでご相談ください。詳しくはHPをご覧ください。

<お問い合わせ先>

鹿児島障害者職業能力開発校 〒895-1402 鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名1432番地  
電話番号：0996-44-2206 FAX：0996-44-2207

税務課 町民税係から

### 案内

#### 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

令和8年度からスタートする「子ども・子育て支援金制度」は、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

支援金は、医療保険料と併せて賦課徴収され、少子化対策を促進するために、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付などさまざまな施策に充てられます。本町においても、令和8年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に「子ども・子育て支援納付金分」を追加し、ご負担いただくこととなります。詳しくは、こども家庭庁のホームページ及びリーフレットをご確認ください。



子ども・子育て支援金制度について  
(こども家庭庁ホームページ)



子ども・子育て支援金リーフレット

<お問い合わせ先>

さつま町役場 税務課 町民税係

電話：(0996)24-8922

窓口：本庁1階2番

**募集** 農業委員会の『農地利用最適化推進委員』を募集します。(任期3年)

担当区域において、農地の出し手・受け手への働きかけ(農地利用の意向確認活動)により、農地等の利用集積・集約化を推進、遊休農地の発生防止と解消等に向けた現場活動や、農地の巡視及び違反転用の監視等を行います。また、毎月開催される農業委員会の総会に出席し、農業委員、農地中間管理機構との連携を図る活動(班別会議)を行います。

【任期】 令和8年8月1日～令和11年7月31日(3年間)

【募集期間】 令和8年5月1日(金)～令和8年5月29日(金)

【募集人数】 25人※地区ごとの定数があります。

【応募方法】

「一般推薦」、「団体推薦」、「自らの応募」の3種類の方法があります。

詳細については、募集要項をご覧ください。募集要項は、農業委員会、各支所農林係で配布しています。ホームページ(<http://www.satsuma-net.jp/>)からダウンロードできます。

町公式ホームページ→



＜お問い合わせ先＞  
さつま町役場 農業委員会 農地係  
電話:(0996)53-1111  
窓口:本庁別館1階

**募集** 町職員採用試験(就職氷河期を含む有資格者枠第1回随時募集)を実施します

町では技術職の職員採用試験を次のとおり実施します。

【募集職種及び受験資格】

募集職種	受験資格
土木技師	① 昭和56年4月2日(45歳)以降に生まれた者 ② 学校教育法に基づく、高等学校卒業程度の学力を有する者 ③ 一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士、測量士、測量士補、技術士、技術士補、RCCMのいずれかの資格を有する者
保健師	① 昭和56年4月2日(45歳)以降に生まれた者 ② 保健師の免許を有する者又は令和8年度実施の国家試験で取得する見込みの者

【採用予定人数】 若干名

【申込期限】 定員に達するまで

【試験日】 随時

申し込みはインターネット申請のみとなります。詳しくは町ホームページをご覧ください。



募集案内



職員採用専用サイト  
「パブリックコネクト」

＜お問い合わせ先＞  
さつま町役場 総務課 行政係  
電話:(0996)24-8912  
窓口:本庁2階11番